



議 題 1

報道機関 各位

記者発表資料

平成25年10月3日（木）

問い合わせ先：保護課

担当：遠山、鶴田

電話：829-1845

内線：3025

生活保護適正化に向けた新たな事業展開等について

さいたま市では、生活保護行政の課題に対応するため、保護課長をリーダーとする生活保護行政適正化推進プロジェクトチームを本年4月1日に設置し、新規の生活保護適正化事業（貧困ビジネス対策、不正受給対策、自立支援対策）の開始に向け準備を進めてきました。

そして10月1日から次のとおり本市にとって重要な事業をスタートしました。

今月を生活保護適正化に向けたターニングポイントとして捉え、今後も引き続き生活保護適正化に向けた事業を展開していきます。

1 新たに開始した生活保護適正化事業等

（※いずれもの事業も平成25年10月1日開始）

- （1）さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の施行
- （2）生活保護適正実施推進員（警察官OB）の配置
- （3）居宅移行支援事業の開始
- （4）ジョブスポット見沼の開設

2 各事業の概要

- （1）さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の施行
 - ① この条例は、さいたま市議会平成25年6月定例会において可決、7月9日に公布し、平成25年10月1日から施行しました。
 - ② 条例に合わせて、「さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則」及び「被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業に関するガイドライン」の制定、「社会福祉法第2条第3項第8号の規定に基づく無料低額宿泊所に関するガイドライン」の改正を行い、施行しました。

- ③ 条例、条例施行規則及びガイドラインにより、「被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業」の届出の受理、契約書内容の確認等により事業実施状況の把握と条例に違反する事業者に対しては指導、立入調査、勧告等厳正に対応し、生活保護受給者等の権利擁護と自立支援を図っていきます。

(2) 生活保護適正実施推進員（警察官OB）の配置

- ① 非常勤特別職として2名の警察官OBを「生活保護適正実施推進員」に委嘱しました。今後、警察官としての職務経験を活用し職務を遂行していきます。
- ② 適正実施推進員の主な職務内容は、次のとおりです。
- ア 条例の施行に関連し、施設への立入調査や指導
 - イ 生活保護不正受給事案の調査・助言
 - ウ 悪質な不正受給事案への告訴手続きや助言
 - エ 不当要求者への対応やケースワーカーの訪問や面接の支援
 - オ 警察との連携強化 など

(3) 居宅移行支援事業の実施

- ① 事業は業務委託により、地域定着支援事業と入居者総合支援事業の2本柱で行います。
- ② 地域定着支援事業は、住居のないホームレスや不安定な無料低額宿泊所などからアパートへの転居支援と転居後の生活の安定を図るため支援を行います。
- ③ 入居者総合支援事業は、無料低額宿泊所への長期入所により低下している意欲の喚起、生活指導・就労指導を行い生活の向上を図り、転居支援と転居後の生活の支援を行います。
- ④ 事業の実施により生活保護受給者の民間アパート等への入居を推進していきます。

(4) ジョブスポット見沼の開設

- ① ジョブスポット見沼を見沼区福祉課内に新たに開設し、生活保護受給者等の就労支援の充実を図ります。
- ② ジョブスポットは、本市（福祉事務所）と埼玉労働局（ハローワーク）の一体化事業として、平成24年3月から市内3か所（大宮区、浦和区、岩槻区）に開設し、平成24年度は、生活保護受給者等688名の就労を達成し、全国的にも非常に高い実績を挙げました。